

防災関係機関一覧

関係機関	担当部署	電話番号	備考
上尾市消防本部 東消防署伊奈分署		048-722-8111	
伊奈町教育委員会		048-721-2111	伊奈町防災会議委員
消防庁	応急対策室	03-5253-7527	平日(8:30~18:15)
		03-5253-7777	上記以外
陸上自衛隊第1師団 第32普通科連隊	第3科長(時間内)	048-663-4241	内線 435
	当直指令(時間外)		内線 402
日本赤十字社	埼玉県支部	048-789-7117	
国土交通省関東地方整備局	企画部防災課 災害対策室	048-601-3151	町と防災協定を締結
		048-600-1421	
[埼玉県関連]			
県 庁	代表	048-824-2111	
	災害対策課	048-830-8181	
	危機管理課	048-830-8131	
県央地域振興センター		048-777-1110	災对本部上尾現地対策本部(上尾支部) 伊奈町防災会議委員
北本県土整備事務所		048-540-8200	伊奈町防災会議委員
鴻巣保健所		048-541-0249	伊奈町防災会議委員
上尾警察署		048-773-0110	伊奈町防災会議委員
防災航空センター		049-297-7810	防災ヘリの窓口
動物指導センター南支所		048-855-0484	動物愛護関連の窓口
県民活動総合センター		048-728-7711	避難所・避難場所
伊奈学園総合高等学校		048-728-2510	避難所・避難場所(町と 防災協定を締結)

関係機関	担当部署	電話番号	備考
[指定地方行政機関]			
関東農政局	埼玉県拠点	048-740-5835	伊奈町防災会議委員
さいたま労働基準監督署	総務課	048-600-6200	伊奈町防災会議委員
熊谷地方気象台	防災担当	048-521-5858	
[ライフライン、交通機関等]			
日本郵便(株)	上尾郵便局	048-772-2221	伊奈町防災会議委員 町と防災協定を締結
東京電力パワーグリッド(株)	埼玉総支社	048-638-2803	伊奈町防災会議委員 町と防災協定を締結
東日本電信電話(株)	埼玉事業部	048-626-6623	伊奈町防災会議委員 町と防災協定を締結
埼玉新都市交通(株)		048-722-1221	伊奈町防災会議委員
(一社)埼玉県 LP ガス協会	さいたま支部	048-823-2020	町と防災協定を締結
[防災協力機関]			
伊奈町自主防災組織連絡協議会(危機管理課内)		048-721-2111	伊奈町防災会議委員
(一社)桶川北本伊奈地区医師会		048-591-3140	伊奈町防災会議委員 町と防災協定を締結
伊奈町赤十字奉仕団(社会福祉課内)		048-721-2111	
伊奈町くらしの会(元気まちづくり課内)		048-721-2111	
伊奈町食生活改善推進員協議会(健康増進課内)		048-720-5000	
伊奈町企業防災連絡協議会(危機管理課内)		048-721-2111	
伊奈町社会福祉協議会		048-722-9990	
伊奈町商工会		048-722-3751	
国際学院高等学校		048-721-5931	避難所・避難場所
栄北高等学校		048-723-7711	避難所・避難場所
日本薬科大学		048-721-1155	避難所・避難場所
特別養護老人ホーム伊奈の里		048-723-1122	福祉避難所(町と防災協定を締結)
特別養護老人ホームみちみち伊奈中央		048-723-5300	福祉避難所(町と防災協定を締結)
特別養護老人ホームみちみち伊奈北		048-729-2311	福祉避難所(町と防災協定を締結)
特別養護老人ホームこころの杜		048-872-6016	福祉避難所(町と防災協定を締結)
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団あげお		048-771-0537	福祉避難所(町と防災協定を締結)

関係機関	担当部署	電話番号	備考
[防災協力機関]			
さいたま農業協同組合	本店	048-666-1251	町と防災協定を締結
伊奈町建設業災害応急対策協力会		048-721-5921	町と防災協定を締結
NPO 法人コメリ災害対策センター		025-371-4185	町と防災協定を締結
コカ・コーラボトラーズジャパン (株)		0800-919-0509	町と防災協定を締結
埼玉県電気工事業組合		048-663-0242	町と防災協定を締結
(一社)埼玉県トラック協会	大宮支部	048-663-1576	町と防災協定を締結
埼玉中央生コン協同組合		048-524-9381	町と防災協定を締結
東和アークス(株)		048-644-3941	町と防災協定を締結
建設埼玉	上尾伊奈地区本部	048-774-3485	町と防災協定を締結
埼玉土県一般労働組合	上尾伊奈支部	048-773-9863	町と防災協定を締結
ヤフー(株)		03-6898-6763	町と防災協定を締結
(有)大西石油		048-721-2367	町と防災協定を締結
(有)野川石油		048-728-0142	町と防災協定を締結
(株)恒電社		048-728-4283	町と防災協定を締結
埼玉県行政書士会		048-833-0900	町と防災協定を締結
埼玉司法書士会		048-863-7861	町と防災協定を締結
(株)ピーアンドディコンサルティング		048-643-9720	町と防災協定を締結
(株)ユニクス		048-658-5167	町と防災協定を締結
(株)エムワイ レントオール上尾		048-776-6691	町と防災協定を締結
三協フロンテア(株)		04-7133-6666	町と防災協定を締結
(一社)上尾伊奈地域薬剤師会		048-774-8914	町と防災協定を締結
(公社)埼玉県柔道整復師会	中央支部	048-651-1211	町と防災協定を締結
(一社)埼玉県北足立歯科医師会		048-596-0275	町と防災協定を締結

災害用伝言ダイヤル「171」(NTT東日本)

災害用伝言ダイヤル(171)は、被災地の方の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声で登録・確認できるサービスです。

【 利用方法 】

(1) 伝言の録音方法

- ① サービス番号「171」をダイヤルします。
- ② 「1」をダイヤルします。
- ③ ご自分の電話番号をダイヤルし、ガイダンスに従い録音してください。

(2) 伝言再生の場合

- ① サービス番号「171」をダイヤルします。
- ② 「2」をダイヤルします。
- ③ 安否情報等を確認したい相手の電話番号をダイヤルします。



【 利用できる電話 】

- ・加入電話 ・INS ネット※ ・公衆電話 ・ひかり電話※
- ・災害時にNTTが避難所などに設置する特設公衆電話・携帯電話からも利用できますが、詳しくはご契約されている通信事業者へご確認をお願いします。
- ※ダイヤル式電話をお使いの場合には、ご利用になれません。

【 提供内容 】

提供開始	地震等の災害発生時など、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合、速やかにサービスを提供します。 ※ 提供の開始、登録できる電話番号など運用方法・提供条件については、状況に応じてNTTが設定し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて皆様にお知らせいたします。
登録できる電話番号	被災地の方などの加入電話・ISDN・ひかり電話・携帯電話・IP電話の電話番号になります。なお、固定電話の番号は市外局番から入力する必要があります。
伝言録音時間	1伝言あたり30秒以内
伝言保存期間	災害用伝言ダイヤル(171)の運用期間終了まで(体験利用時は、体験利用期間終了まで)
伝言蓄積数	電話番号あたり1~20伝言(提供時にお知らせいたします。)
伝言の消去	伝言をお預かりしてから保存期間を経過した時点で自動的に消去します。
災害用伝言板(web171)等との連携	本サービスとNTT東西提供の「災害用伝言板(web171)」等との連携により、それぞれで登録された伝言内容を、相互に確認が可能です。 ・本サービスに登録された伝言を「災害用伝言板(web171)」等で音声ファイルとして再生可能 ・「災害用伝言板(web171)」等に登録された伝言(テキスト)を音声変換の上、本サービスで再生
ご利用料金	NTT東日本・NTT西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話、携帯電話から発信する場合、各通信事業者にお問い合わせください。伝言録音等のセンタ利用料は無料です。 ※ 避難所等に設置する特設公衆電話からのご利用は無料となります。 ※ 暗証番号のご利用により、他人に聞かれたくない伝言など特定の方々の間での伝言録音・再生も利用できます。

NTT東日本の「災害用伝言ダイヤル(171)」ホームページURL

<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

災害用伝言板サービス等

1. システムの概要について

地震などの大きな災害が発生すると、被災地への電話が大量に殺到し、回線が大変混雑し、つながりにくくなります。東日本大震災の直後も、携帯電話事業者によっては、最大で平常時の約 50～60 倍以上の通話が一時的に集中しました。

通信各社では、こうした通信の混雑の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等をスムーズに行うため、固定電話・携帯電話・インターネットによって、災害伝言ダイヤル（171）の他に、次の「災害用伝言板サービス」を提供しています。

【災害用伝言板サービス】

- 災害用伝言板
- 災害用伝言板（web171）
- 災害用伝言ダイヤル（171）

この「災害用伝言サービス」を利用するとともに、電話をかける場合には手短な通話を心がけたり、不要不急な電話やリダイヤルを控えたりすることで、被災地内の緊急を要する電話がスムーズに利用できるようにご協力をお願いします。

2. 利用方法

（1）災害用伝言板の利用方法

携帯電話のインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして全国から伝言を確認できます。（スマートフォンでのご利用については、各社のページでご確認下さい。）

1) 伝言の登録方法

- ①携帯電話から災害用伝言板にアクセスします。
（災害時は各社の公式サイトトップ画面に災害用伝言板の案内が表示されます。体験利用の際はメニューリスト内からアクセスしてください。）
- ②「災害用伝言板」の中の「登録」を選択します。
（登録は被災地域内の携帯電話からのアクセスのみが可能です。）
- ③現在の状態について「無事です。」等の選択肢から選び、任意で 100 文字以内のコメントを入力します。
（状態の複数選択や、コメントのみの利用も可能です。）
- ④最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了となります。

2) 伝言の確認方法

- ①災害用伝言板にアクセスします。
（伝言の確認は PC 等からも行うことができます。）
 - ・NTT ドコモ <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>
 - ・KDDI (au) <http://dengon.ezweb.ne.jp/>
 - ・ソフトバンク/ワイモバイル <http://dengon.softbank.ne.jp/>

- ②「災害用伝言板」の中の「確認」を選択します。
(確認は全国からのアクセスが可能です。)
- ③安否を確認したい方の携帯電話番号を入力し「検索」を押します。
- ④伝言一覧が表示されますので、詳細を確認したい伝言を選択してください。

3) 注意点

- 1 電話番号当たり、最大 10 伝言まで登録できます。
(10 件を超える伝言は古いものから上書きされます。)
- 伝言の保存期間は、1 つの災害での災害用伝言板を終了するまでです。
- 災害用伝言板の利用料・パケット通信料は無料です。
(他社の災害用伝言板のアクセスにはパケット通信料が必要です。)
- 提供の開始、登録可能地域等の運用方法については、状況に応じて各電気通信事業者が設定し、テレビやラジオ、インターネットで告知されます。
- 携帯電話の各事業者及び NTT 東西の災害用伝言板を横断して検索できる機能の提供が開始されました。
参考：電気通信事業者協会の報道発表（2012 年 8 月 29 日）

4) 参考リンク

災害用伝言板の詳細については、運営している携帯電話各社のページをご覧ください。

- ・NTT ドコモ <http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/>
- ・KDDI (au) <http://www.au.kddi.com/notice/dengon/>
- ・ソフトバンク <http://mb.softbank.jp/mb/information/dengon/index.html>
- ・ワイモバイル <http://www.ymobile.jp/service/dengon/>

(2) 災害用伝言板 (web171) の利用方法

パソコンやスマートフォン等から固定電話番号や携帯電話番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行うことができます。

1) 操作手順

- ①災害用伝言板 (web171) URL: <https://www.web171.jp/>へアクセスします。
- ②連絡をとりたい方の固定電話番号や携帯電話番号を入力します。
- ③伝言を登録・確認することができます。(事前に設定することで閲覧者を限定することもできます。)

2) 登録できる伝言の種類

- 文字（テキスト） 1 伝言あたり全角 100 文字まで登録できます。

3) 注意点

- 1 電話番号当たり、20 伝言まで蓄積できます。
- 伝言の保存時間は、サービス提供終了までで、最大 6 ヶ月程度です。
- 事前に設定を行うことで、登録した内容をメールまたは電話(人工音声)にて自動的に通知することができます。
- 災害用伝言板(web171)の利用料は不要です。なお、インターネット接続費用やプロバイダー利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要となります。
- 災害用伝言板(web171)は、NTT (東西) が別に提供している「災害用伝言ダイヤル」と連携しているため、それぞれで登録された伝言内容を、相互に確認ができます。

4) 参考リンク

災害用伝言板の詳細については、運営している NTT 東日本のページをご覧ください。

- ・NTT 東日本 <http://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/>

総務省の「災害用伝言サービス」ホームページ URL

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/dengon.ht

本文 ➡ 《第2編 第2章 第1節 第2》参照

本文 ➡ 《第2編 第3章 第4節 第8》参照

埼玉県被災建築物応急危険度判定

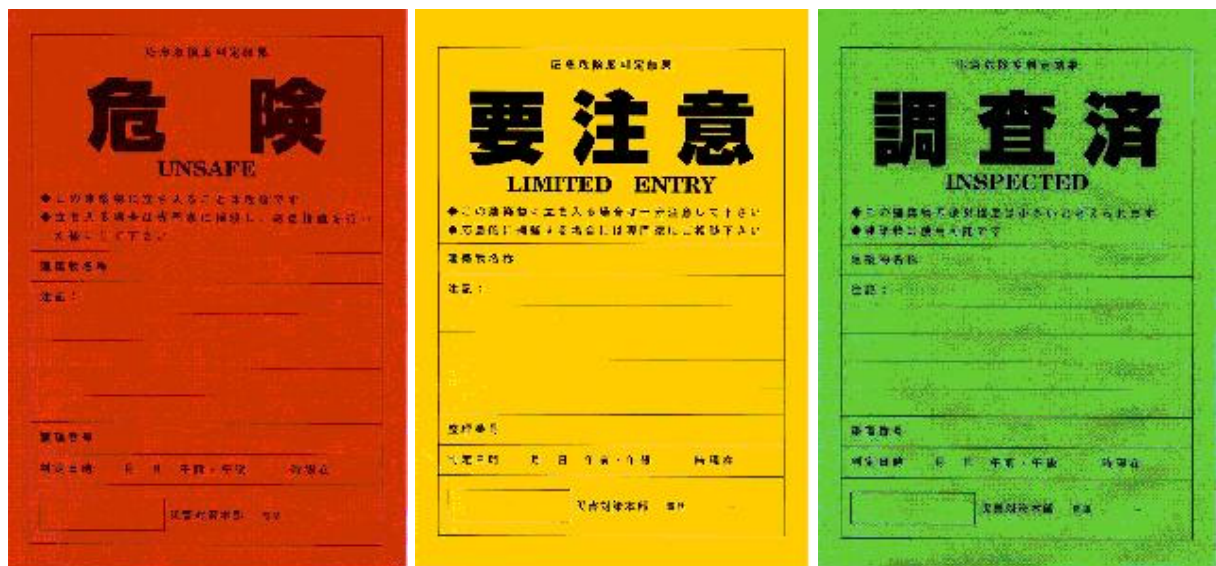
□制度の目的

被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）は、地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに建築物の部材等の落下あるいは転倒の危険性をできる限り速やかに判定し、その結果に基づいて恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより被災後の人命に係わる二次災害を防止することを目的とします。

※この調査は、地震発生後の二次災害防止のためにおこなうもので、罹災証明のための調査（被災度区分判定：応急危険度判定が終了してから実施）とは異なることに注意してください。

□判定の結果

調査結果の表示は、建築物の見やすい位置に「判定ステッカー」（A3版）により行います。



[赤色]

[黄色]

[緑色]

判定ステッカーは、建築物の棟ごとに表示を行います。

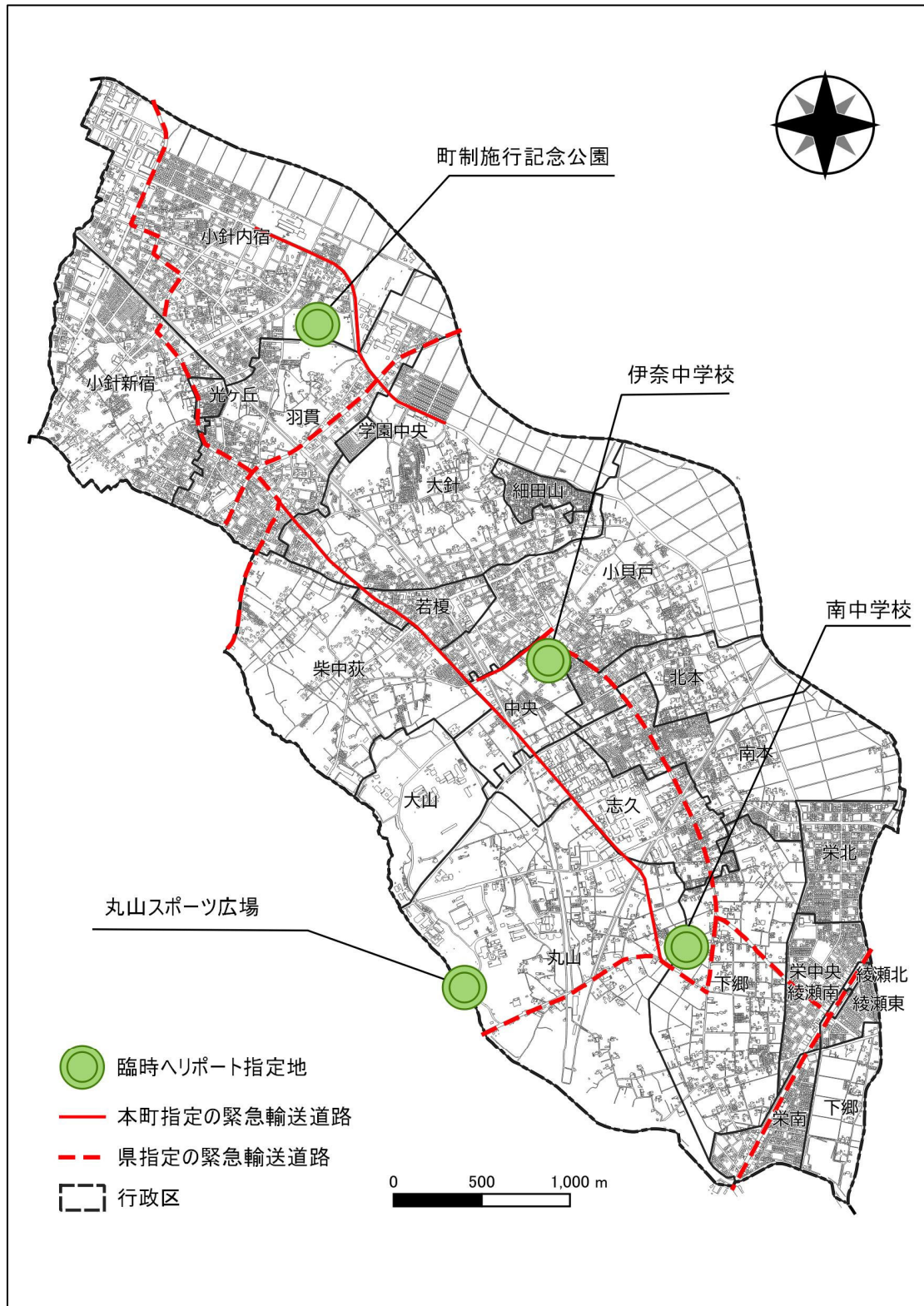
特に注記欄には、何が原因で判定結果（危険等）になったのかが記入してありますので、建築物を利用する場合の参考にしてください。

自主防災組織一覽

番号	組織名	設立年月日	備考
1	丸山区自主防災会	H15. 9. 1	
2	下郷区自主防災会	H16. 5. 16	
3	綾瀬東区自主防災委員会	H16. 10. 1	
4	綾瀬南自主防災会	H16. 2. 22	
5	綾瀬北区自衛消防防災会	H15. 10. 1	
6	栄南自治会防災会	H16. 4. 1	
7	栄中央区自主防災会	H16. 12. 19	
8	栄北区自主防災会	H16. 11. 1	
9	志久区自主防災会	H17. 4. 20	
10	南本区自主防災会	H16. 2. 7	
11	北本区防災会	H16. 4. 4	
12	中央区防災会	H16. 11. 15	
13	小貝戸区自主防災会	H16. 1. 1	
14	柴中若自主防災会	H16. 6. 1	柴中荻・若榎区で組織
15	大針自主防災会	H16. 3. 1	
16	学園中央区自主防災会	H25. 4. 1	
17	細田山区自主防災会	H15. 8. 1	
18	羽貫区自主防災会	H16. 1. 25	
19	小針新宿自主防災会	H16. 2. 1	
20	小針内宿区自主防災会	H16. 4. 1	
21	光ヶ丘区自主防災会	H15. 9. 1	

本文 ➡ 《 第2編 第2章 第2節 第5 》参照
本文 ➡ 《 第2編 第2章 第2節 第6 》参照

緊急輸送道路、ヘリポート位置図



埼玉県 HP「緊急輸送道路網図（令和2年8月）」

屋外子局構成表

個人呼出番号	設置場所	行政区	アンサーバック
1	西小針地内民地	小針内宿	
2	在家前地内民地	小針新宿	
3	小針内宿区民センター	小針内宿	
4	町制施行記念公園	小針内宿	有
5	県立伊奈学園総合高等学校	羽貫	
6	八幡谷地内道路敷	羽貫	
7	宮前児童公園	光ヶ丘	
8	上宿地内民地	小針新宿	
9	下宿児童公園	羽貫	
10	中荻地内道路敷	柴中荻	
11	原児童公園	羽貫	
12	大針区民会館	大針	
13	大里地内道路敷	大針	
14	細田山地内民地	細田山	
15	いな穂街道道路敷(1)	小貝戸	
16	いなり山児童公園	小貝戸	
17	伊奈町浄水場	中央	
18	伊奈中央会館	若榎	
19	柴中福祉センター	柴中荻	
20	梅松院	柴中荻	
21	伊奈町配水場	柴中荻	
22	なみき児童公園	北本	
23	氷川児童公園	北本	
24	いな穂街道道路敷(2)	南本	
25	小室小学校	南本	有
26	いな穂街道道路敷(3)	南本	
27	志久地内民地	志久	
28	伊奈分署	志久	
29	KDDI	丸山	
30	道下地内道路敷	丸山	
31	県立がんセンター	丸山	
32	丸山地内道路敷	丸山	
33	南中学校	丸山	
34	下郷地内民地	下郷	
35	東田児童公園	栄北	
36	南部大公園	栄中央	有
37	下郷公園	下郷	
38	伊奈屋敷跡地内民地	丸山	
39	願成寺	下郷	
40	綾瀬東地内道路敷	綾瀬東	
41	中島児童公園	栄南	
42	きんもくせい公園	小針内宿	
43	うめ公園	小針内宿	
44	西小針公園	小針内宿	
45	さくら公園	大針	
46	北部第二調整池	小針内宿	

資料 3-8

本文 ➡ 《 第 2 編 第 2 章 第 2 節 第 4 》 参照

本文 ➡ 《 第 2 編 第 3 章 第 3 節 第 1 》 参照

消防団員配置状況

[令和 4 年 4 月 1 日現在]

階級別 区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	1	2					8	11
第 1 分団			1	1	2	4	11	19
第 2 分団			1	1	2	4	12	20
第 3 分団			1	1	2	4	14	22
計	1	2	3	3	6	12	45	72

資料 3-9

本文 ➡ 《 第 2 編 第 2 章 第 2 節 第 4 》 参照

本文 ➡ 《 第 2 編 第 3 章 第 3 節 第 1 》 参照

消防団消防車両保有状況

[令和 4 年 4 月 1 日現在]

種別	車名・形式	ポンプ会社名	ポンプ級別	購入年月	備考
消防ポンプ 自動車	日野 PD-XZU304E	モリタ	A-2 級	H18. 2	第 1 分団
消防ポンプ 自動車	日野 BDG-XZU304E	長野ポンプ	A-2 級	H19. 12	第 2 分団
消防ポンプ 自動車	日野 BDG-XZU304E	モリタ	A-2 級	H22. 3	第 3 分団

本文 ➡ 《 第 2 編 第 2 章 第 2 節 第 4 》 参照

本文 ➡ 《 第 2 編 第 3 章 第 3 節 第 1 》 参照

伊奈町消防水利現況一覽

地区別消火栓一覽表

[令和 3 年 4 月 1 日現在]

口径別 地区	75mm	100mm	150mm	200mm	250mm	300mm	350mm	400mm	計
小室 綾瀬	3	4	3						10
栄	2	33	9	10					54
小室	15	69	18	30	1	7	7	9	156
本町		22	5	7					34
中央		32	10	4	4	2	1		53
西小針	1	30	8	7	1				47
内宿台	2	26	3	11	2				44
学園	2	14	9	2					27
大針	3	20	8	6	2	2			41
羽貫	1	1	4	1					7
寿		26	13	1		9			49
小針新宿	1	7		3	3				14
小針内宿		2							2
計	30	286	90	82	13	20	8	9	538

地区別防火水槽設置一覽表

[令和 3 年 4 月 1 日現在]

容量別 地区	20m ³ ~40m ³ 未滿	40m ³ ~100m ³ 未滿	100m ³ 以上	消防水利 (プール)	計
小室 綾瀬		3(2)	1(1)		4(3)
栄	25(14)	7(1)			32(15)
小室	75(34)	44(42)	6(4)	2	125(80)
本町	10(2)	3(2)			13(4)
中央	5(3)	5(1)	1(0)		11(4)
西小針	9(9)	24(21)	2(0)		35(30)
内宿台	2(1)	4(4)		1	6(5)
学園	4(4)	7(6)	1(1)	2	12(11)
大針	13(4)	3(1)			16(5)
羽貫	2(0)				2(0)
寿	17(8)	2(0)	1(0)	1	20(8)
小針新宿	7(0)	2(1)			9(1)
小針内宿					0(0)
計	169(79)	104(81)	12(6)	6	285(166)

公設、私設の基数 うち()は私設

令和 4 年度災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000 円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1. 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,285,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,285,000 円以内であればよい。 2. 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は 2 年以内							
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2. 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 速やかに借上げ、提供	1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。							
炊き出しその他 による食品の 供与	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,180 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月~9月)、冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	
		全 壊 全 焼 全 流 失			夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
					冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半 壊 半 焼 床 上 浸 水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600				
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600				
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1. 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上							
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上							

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及、義務教育学校生と及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から教科書 1ヶ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 ○一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 ○検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

被害報告判定基準

区分	判定基準
人的被害	<p>1 死者とは当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。</p> <p>2 行方不明者とは当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。</p> <p>3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。</p> <p>4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。</p>
住家被害	<p>1 住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>2 棟とは、一つの独立した建物とする。</p> <p>3 世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位とする。</p> <p>4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70% 以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。</p> <p>5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20% 以上 70 % 未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。</p> <p>6 「一部損失とは」、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</p> <p>7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</p> <p>8 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。</p>
非住家被害	<p>1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</p> <p>3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</p> <p>4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。</p>
田畑被害	<p>1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。</p> <p>2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。</p> <p>3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。</p>
道路被害	<p>1 「道路決壊」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもので、一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。</p> <p>2 「道路冠水」とは、道路法第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。</p>

<p>その他の災害</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な 堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。 8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9 「水道」とは、上水道または簡易水道で、断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。 14 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
<p>火災発生</p>	<p>火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。</p>
<p>被害金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設をいう。 5 「農業施設」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害をいう。 6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害をいう。 7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害をいう。 8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害をいう。 9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
<p>備考</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名または地域名とする。 2 災害の発生日時とは、被害を生じた日時または期間とする。 3 災害の種類概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。 5 その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難指示を行った場合には、その概況とする。

文化財の現況

[令和4年10月1日現在]

名称	指定	種類	所在地	所有者又は管理	指定年月日
小貝戸貝塚	県	史跡	小室 9352他	清光寺	大13. 3. 31
伊奈氏屋敷跡	県	史跡	小室 280他	県・町・個人所有	昭 9. 3. 31
伊奈熊蔵忠勝の墓	町	史跡	小室 1821	願成寺	昭43. 3. 1
春日家の墓	町	史跡	西小針 1-2	桂全寺	〃
伊奈氏屋敷跡の原形図	町	絵画		個人所有	〃
阿弥陀如来立像	町	工芸品	本町 2-128	建正寺	〃
聖観世音菩薩立像	町	彫刻	小室 9352	清光寺	〃
松平伊豆守信綱より 拝領の短刀及び硯箱	町	工芸品	本町 2-155 (さいたま市大宮区 高鼻町4-219)	氷川神社 (埼玉県立歴史と民俗 の博物館へ寄託)	〃
守覚親王の書	町	書跡	小室 4228	法光寺	〃
木造阿弥陀如来坐像	県	彫刻	小針新宿 463	西光寺	昭47. 3. 28
大むく	町	天然記念物	西小針 1-2	桂全寺	昭48. 3. 1
十三仏板石塔婆	町	考古資料	小室 4228	法光寺	昭54. 11. 1
花車・神輿	町	有形民俗文化財	小室 6006	志久文化財保存会	昭56. 1. 20
薬師如来像と十二神将像	町	彫刻	小室 5383	志久文化財保存会	昭56. 1. 20
杉	町	天然記念物	本町 2-155	氷川神社	平 2. 8. 20
杉	町	天然記念物	羽貫 192	小針神社	〃
いちょう	町	天然記念物	寿 2-80-1	町(小針小学校)	平 4. 6. 24
本上遺跡環状盛土遺構出土品	町	考古資料	小室3001	町(郷土資料館)	平28. 3. 25
下郷区の春祈禱	町	無形民俗文化財	下郷区	下郷地区	平29. 8. 23
中荻のお獅子様	町	無形民俗文化財	中荻地区	八枝神社 狛狗大神 中荻講	〃
シラカシ	町	天然記念物	小室42-2	県所有	平30. 3. 28
大島家住宅主屋	国	建造物	小室11064	個人所有	平30. 11. 2
絹本着色釈迦十六善神像	県	絵画	小室4228 (さいたま市大宮 区高鼻町4-219)	法光寺 (埼玉県立歴史と民俗 の博物館へ寄託)	平31. 2. 22
齋藤家住宅主屋	国	建造物	小針新宿227	個人所有	令 1. 12. 5

本文 ➡ 《 第 2 編 第 2 章 第 2 節 第 5 》 参照

本文 ➡ 《 第 2 編 第 3 章 第 4 節 第 4 》 参照

医療施設一覧

(1) 病院、医院

名称	所在地	電話	診療科目
伊奈中央病院	寿 4-43	721-3022	内・皮・リハビリ
内田クリニック	内宿台 5-4	728-9296	内・外・皮・肛・整・泌・リハビリ
希望（のぞみ）病院	小室 3170	723-0855	内・循・神内・リハビリ・消・皮・脳外
今成医院	小室 2469-2	723-8280	内・外・整・胃・肛・リハビリ
木村クリニック	小室 10051-1	723-8884	内・リハビリ・心療・脳
伊奈病院	小室 9419	721-3692	内・小・外・整・脳・皮・耳・眼・婦・泌・麻・リハビリ・肛外・乳外・人口透析
金崎内科医院	内宿台 3-40	728-8550	内・小・糖尿病内
世沢整形外科	小室 2216-1	723-9191	整・内・リハビリ
鳥山こどもクリニック	大針 957-4	723-5557	小
尾崎内科クリニック	本町 1-289-1	720-1701	内・小
埼玉県立がんセンター	小室 780	722-1111	整・脳・皮・泌・婦・放・呼内・消内・血液内・乳腺内・緩和ケア内・頭頸部外・胸部外・消外・乳腺外・歯外・形
埼玉県立精神医療センター	小室 818-2	723-1111	精・児童思春期精
石くぼ医院	学園 2-187	872-6121	内・消内
みやうち内科・消化器内科 クリニック	寿2-144-4	783-3751	内・消内・肝内・内視鏡内・小・感内
しらさき眼科医院	大針 847-1	792-0249	眼
伊奈entクリニック	大針 814-1	724-1133	耳・アレルギー・気管食道・形・放・皮・美
おおつ消化器・呼吸器内科 クリニック	小室3188-6	748-5522	消内・呼内・内
みなみのメディカルクリ ニック	栄5-255	720-0033	内・消内

(2) 歯科医院

名称	所在地	電話	診療科目
大津歯科医院	小室 2550-3	721-1181	歯
高野歯科医院	小室 2203-1	721-8148	歯
服部歯科医院	寿 3-132-2	728-5323	歯・小歯・矯正
小島歯科医院	大針 618-3	723-0006	歯
中村歯科医院	栄 4-153-3	720-1800	歯・小歯・歯外・矯正
さくら歯科医院	小室 9725	724-1182	歯・小歯・歯外・矯正
ことぶき歯科医院	寿 2-143-2	729-0820	歯・小歯・歯外
こやま歯科医院	栄 6-95-3	723-6480	歯・小歯・矯正
ひらの歯科医院	学園 3-47-2	723-3568	歯
こむろ歯科医院	小室字本 5491-5	724-0700	歯・小歯
伊奈歯科医院	中央 2-22	721-2282	歯・小歯
ウニクス伊奈歯科	学園 2-188-1	721-7418	歯・小歯・歯外・矯正・口外
アイム歯科クリニック	内宿台 4-3	729-1182	歯・小歯・矯正・歯外
さわだファミリー歯科	小室 9749	723-8217	歯・小歯・歯外・矯正
伊奈スマイル歯科	中央 4-15	872-7510	歯・小歯・歯外・矯正
スカイデンタルクリニック	栄 6-73	720-8551	歯、歯外

(3) 整骨院、接骨院

名称	所在地	電話	診療科目
菊池接骨院	寿 2-332	722-5151	柔
寿接骨院	寿 3-40-4	728-1405	柔
さくら通り整骨院	寿 3-157-103	723-8722	柔
久保木接骨院	小室 6320-9	723-0881	柔・あ・は・き
いな中央接骨院	小室 9749	723-3702	柔
はぬき駅前α接骨院	学園 2-22	797-7916	柔
ほりぐち整骨院	学園 2-178-4	675-2222	柔
よつ葉はりきゅう整骨院	本町 1-133	723-5566	柔・あ・は・き
内宿整骨院	内宿台 4-62	727-1407	柔

給水施設復旧工事用資材の調達先及び業者名
(伊奈町管工事業協同組合)

調達先	所在地	電話
(有)加藤設備	寿 1-323	728-0701
カナモリ産業(株)	小室 4684-5	722-8601
(有)かみやせつび	小室 5742-1	721-1901
(株)鈴木総合設備 伊奈支店	小針内宿 1781-1	728-2708
(有)矢部設備工業所	中央 1-51	721-3795
(有)オオクマ設備	小針新宿 335-3	728-0156
(有)早田工務店 伊奈支店	本町 2-9-2	723-1796

本文 ➡ 《 第2編 第3章 第4節 第9 》参照

遺体の収容場所

施設名	所在地	電 話
願成寺	小室 1821	721-2631
法光寺	小室 4228	721-3304
建正寺	本町 2-128	721-1017
松福寺	小室 5026	721-1022
清光寺	小室 9352	721-0270
梅松院	小室 10159	771-6951
観音寺	大針 1095	771-2448
西藏院	羽貫 1072	728-0759
西光寺	小針新宿 463	728-0608
桂全寺	西小針 1-2	728-2733
東光院	内宿台 4-124	728-0351

本文 ➡ 《 第2編 第3章 第7節 第2 》参照

し尿取扱委託業者

業者名	所在地	電話
(株)東栄	大針 320	721-5921
(株)上尾サービスセンター	上尾市愛宕 1-9-13	771-0907

トリアージタッグ

(表面)

(裏面)

《トリアージポスト～指揮本部用》

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
1	住所 (Address)	3	電話 (Phone)
トリアージ実施月日・時刻 (Date・Time) 2 月 日 AM 時 分		トリアージ実施者氏名 (Enforcement Person)	
搬送機関 (Conveyor)		5 収容医療機関 (Medical Facilities)	
トリアージ実施場所 (Execution Place) <input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> ポスト <input type="checkbox"/> 車内 <input type="checkbox"/> その他 ()		救出場所 (Rescue Place)	
トリアージ実施機関 (Organization)		・ 医 師 (Doctor) ・ 救急救命士 (Paramedic) ・ その他 (Others)	
症状・傷病名 (Condition) <input type="checkbox"/> 打撲 <input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 挫創 <input type="checkbox"/> 切断 <input type="checkbox"/> 熱傷 <input type="checkbox"/> その他 ()			
特記事項 (Note) (応急処置内容・既往症・搬送・治療上特に留意する事項等を記入)			
トリアージ区分 (Category)			
1st (0 I II III)		2 回目以降の時刻	
2nd (0 I II III) ⇨ AM・PM 時 分			
3rd (0 I II III) ⇨ AM・PM 時 分			

【一次トリアージ】【START法】

呼吸機・歩行確認 ※胸的外傷のみ適応

0 歩けない⇒気道確保しても呼吸がない

1 歩けない⇒気道確保が無ければ呼吸できない
呼吸が頻呼吸または徐呼吸⇒ショックの兆候がある

2 歩けない⇒気道確保なしで充分呼吸できる
呼吸が頻呼吸または徐呼吸⇒ショックの兆候がない

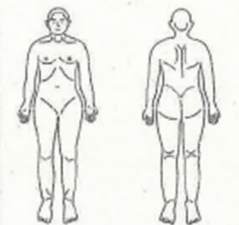
3 歩ける

バイタルサイン (Vital Signs)

判定者名	1st	2nd	3rd
判定場所	()	()	()
判定時間	:	:	:
意識	I・II・III	I・II・III	I・II・III
呼吸	回/分	回/分	回/分
脈拍	回/分	回/分	回/分
血圧	/ mmHg	/ mmHg	/ mmHg
体温	℃	℃	℃

【二次トリアージ】
(一つでも該当すれば **I**)

- ・呼吸数
⇨ 10回未満30回以上
- ・収縮期血圧
⇨ 90mmHg未満
- ・脈拍数
⇨ 50未満120以上
⇨ JCS II 桁以上
⇨ GCS 13以下



- #1: 頸部皮下気腫、気管変形
- #2: 頸静脈怒張+血圧低下
- #3: 頸静脈怒張、気管偏位、皮下気腫、呼吸音左右差
- #4: 胸郭動揺、奇異性呼吸
- #5: 上下肋骨・大槓の変形
- #6: 腹壁緊張、腹部膨隆、腸管脱出
- #7: 骨盤動揺・圧痛、下肢長さ差
- #8: 重量物挟まれ・下敷き
- #9: 四肢軟部組織剥脱
- #10: 15%以上の熱傷
- #11: 顔面または気道の熱傷

0	歩けない⇒気道確保しても呼吸がない。
I	歩けない⇒気道確保が無ければ呼吸できない 呼吸が頻呼吸または徐呼吸⇒ショックの兆候がある
II	歩けない⇒気道確保なしで充分呼吸できる 呼吸が頻呼吸または徐呼吸⇒ショックの兆候がない
III	歩ける

気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。

この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。

階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転は困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわなないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が增多する。補強されていないブロック塀がほとんど崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに增多する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

危険物の規制に関する政令第 2 条及び第 3 条による分類

分類	施設の内容
屋内貯蔵所	屋内の場所において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
屋外タンク貯蔵所	屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
屋内タンク貯蔵所	屋内にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
地下タンク貯蔵所	地盤面下に埋没されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
簡易タンク貯蔵所	簡易タンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
移動タンク貯蔵所	車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
屋外貯蔵所	屋外の場所において第二類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体又は第四類の危険物のうち第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類、第四石油類若しくは動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
給油取扱所	給油設備によつて自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所 (当該取扱所において併せて灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量四千リットル以下のタンク(容量二千リットルを超えるタンクにあつては、その内部を二千リットル以下ごとに仕切つたものに限る。)に注入するため固定した注油設備によつて危険物を取り扱う取扱所を含む。)
第一種販売取扱所	店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所 (指定数量の倍数が十五以下のもの)
第二種販売取扱所	店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所 (指定数量の倍数が十五を超え四十以下のもの)
移送取扱所	配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備
一般取扱所	第一種販売取扱所、第二種販売取扱所、移送取扱所以外の取扱所

災害に係る住家の被害認定基準運用指針

(令和 3 年 内閣府)

災害に係る住家の被害認定については、平成 13 年にその認定基準の見直しを図り、調査方法の統一を図る観点から、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を定めました。

その後、平成 19 年 11 月の被災者生活再建支援法改正の際に、衆議院における附帯決議がなされたこと等を踏まえ、平成 21 年 6 月に運用指針を改定し、平成 25 年 6 月には、東日本大震災（平成 23 年）の被害の実態等を踏まえ、液状化した地盤に係る住家被害認定の合理化等に係る改定を実施するとともに、平成 30 年 3 月には、関東・東北豪雨（平成 27 年）、熊本地震（平成 28 年）、九州北部豪雨（平成 29 年）等の大規模な災害での経験等を踏まえ、住家被害認定の効率化・迅速化に係る改定を実施しました。

また、令和 2 年 3 月には、令和元年房総半島台風による被害等を踏まえ、災害救助法による住宅の応急修理制度が拡充され、一部損壊の住宅のうち半壊又は半焼に準ずる程度の被害が生じた住宅について支援の対象とされたこと等を踏まえ、調査フローの見直し等に係る改定を行うなど、数次にわたり見直しを実施してきました。

今般、被災者生活再建支援法（令和 2 年 12 月 4 日公布・施行）の改正により、住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯について支援の対象とされたことを踏まえ、「災害に係る住家の被害認定に関する検討会」（座長：中埜良昭東京大学生産技術研究所教授）において、調査フローの見直し等についてご検討いただき、運用指針を改定しました。

改定した運用指針は、本検討会での議論を集約して取りまとめたものであり、今後の災害に係る住家の被害認定において、適切に活用していただきたいと考えております。

なお、運用指針の改定に当たり、座長をはじめとする各委員の皆様、関係省庁・関係業界・団体及び被災自治体の皆様に多大な協力をいただいたことに感謝する次第です。

令和 3 年 3 月

内閣府 政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

1. 災害に係る住家の被害認定基準等

	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70% 以上	50% 以上 70% 未満	30%以上 50%未満	20% 以上 30% 未満	10% 以上 20% 未満	10% 未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50% 以上	40% 以上 50% 未満	30% 以上 40% 未満	20% 以上 30% 未満	10% 以上 20% 未満	10% 未満

※全壊、半壊：「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当）」による。（令和2年3月末時点）

被害認定は、市町村等が実施し、上表の①または②のいずれかによって判定を行うもので、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、損害基準判定（経済的被害）で判定する場合の調査方法を示したものである。

災害に係る住家の被害認定の関係資料は、下記ホームページに掲載している。

URL <http://www.bousai.go.jp/taisaku/unityou.html>

2. 災害の種類と想定している住家被害

災害	想定している住家被害
地震	・地震力が作用することによる住家の損傷 ・地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
水害	・浸水することによる住家の機能損失等の損傷 ・水流等の外力が作用することによる住家の損傷 ・水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷
風害	・風圧力が作用することによる住家の損傷 ・暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷 ・損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷

3. 住家の損害割合の算出

住家の損害割合は、部位ごとに算出した損害割合（部位別損害割合）の合計である。

$$\boxed{\text{住家の損害割合}} = \boxed{\text{屋根の損害割合}} + \boxed{\text{柱の損害割合}} + \dots + \boxed{\text{設備の損害割合}}$$

上述の部位ごとに算出する方法を簡便にする方法として、以下の2種類がある。

◆例外的な判定方法

一見して住家が全壊していると判断する方法や、外壁又は柱の傾斜が1/20以上の場合には全壊と判断するなど、特定の事象だけに着目して判定する方法

【損害割合50%以上と判定される例】

- ・一見して住家全部が倒壊
- ・一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ・一見して住家全部が流失又はずれ落ち
- ・地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流失・陥没
- ・外壁又は柱の傾斜が1/20以上

◆外観による判定方法(地震や水害における第1次調査)

個別の部位の損害を判定するのではなく、外観から判断できる部位だけで簡略に判定する方法

【外観から判断できる部位だけで判定される例】

- ・地震の場合、屋根及び基礎以外の部位については、「壁(外壁)」として判定
- ・水害の場合、浸水深で判定(木造・プレハブ建ての1～2階建ての場合に限る。)

◆航空写真等を活用した判定方法

発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。

例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地でも安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。

これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。

なお、航空写真等からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。

4. 部位別損害割合の算出

部位別損害割合は、部位ごとの損傷率に部位別構成比を乗じて算出する。

$$\begin{aligned} \text{部位別損害割合} &= \text{部位の損傷率} \times \text{部位別構成比} \\ &= \text{損傷部分の割合} \times \text{部位の損傷程度} \times \text{部位別構成比} \end{aligned}$$

損傷部分の割合 = (当該部位の損傷部分の面積等) ÷ (当該部位の全面積等)

損傷程度 = 運用指針において各部位ごとに定める5段階の損傷の例示に対応した割合

5. 部位別構成比

	地震等による被害(第1次調査)		地震による被害(第2次調査) 水害による被害及び風害による被害	
木造 プレハブ	屋根	15%	屋根	15%
	壁(外壁)	75%	柱(又は耐力壁)	15%
			床(階段を含む)	10%
			外壁	10%
基礎	10%	内壁	10%	
		天井	5%	
		建具	15%	
非木造	<柱の損傷により判定>	60%	基礎	10%
			設備	10%
			柱(又は耐力壁)	50%
	<外壁の損傷により判定>	85%	床・梁	10%
			外部仕上・雑壁・屋根	10%
			内部仕上・天井	10%
設備等(外部階段を含む)	15%	建具	5%	
		設備等(外部階段を含む)	15%	

※損傷程度の例示では、【木造・プレハブ】については、実際の調査手順にあわせて、調査票に記載の部位の並びにそって掲載している。

ただし、外壁については、屋根、基礎とあわせて調査することが多いことから、内壁の前に掲載した。

6. 木造と非木造の混構造の取扱いについて

木造と非木造の混構造の場合における住家の被害認定調査については、原則として、住家を構成する主要構造部の構造に基づき調査・判定する。ただし、主要構造部の構造が判断しがたい場合には、主たる被害を受けた構造に基づき、調査・判定して差し支えない。

7. 部位別損害割合の算出

損傷面積は、補修の見切りのつく範囲までとします。補修の見切りの把握に当たっては、外壁の形状、使われている部材等を勘案し、あらかじめ壁面を分割し、分割された部分ごとに損傷程度を判定していくことが考えられます。

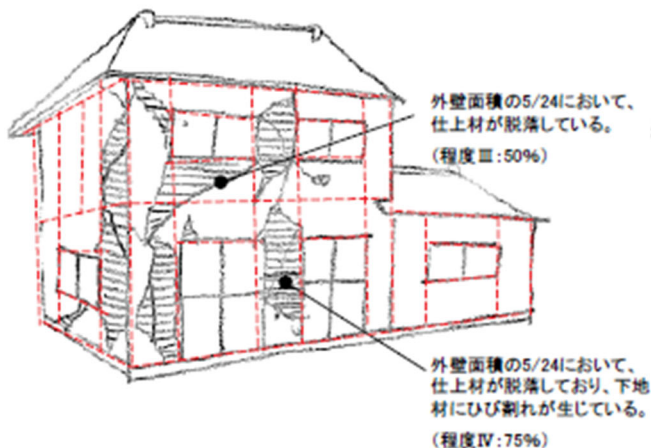


◆ 損害割合の算出(外壁)

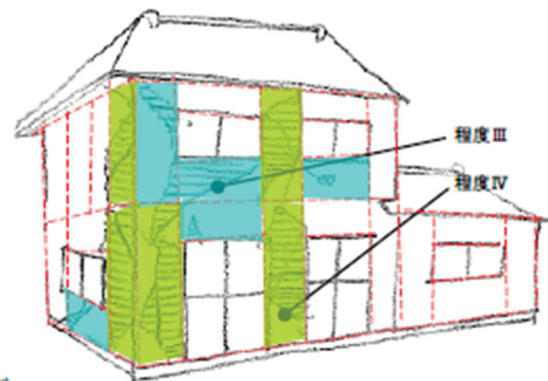
● 損傷率の算出式

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷外壁面積}}{\text{全外壁面積}} \times \text{各部分の損傷程度(\%)}$$

● 被害状況



● 模式図



● 算出の手順

- 1) 外壁を形状や損傷の状況を勘案し分割する
 - ・模式図の破線で示すとおり外壁を24分割する
- 2) 損傷部分ごとに住家全周の外壁面積に占める損傷外壁面積の割合と損傷程度を把握する(注)
 - ・外壁面積の5/24において、仕上材が脱落している。(程度Ⅲ:50%)
 - ・外壁面積の5/24において、仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。(程度Ⅳ:75%)
- 3) 各部分の損傷程度を加重平均して、外壁全体の損傷率を算出する
 - ・損傷率 = $5/24 \times 50\% + 5/24 \times 75\% = 26.04\%$
- 4) 外壁全体の損傷率に外壁の部位別構成比を乗じて損害割合を算出する
 - ・損害割合 = $26\% \times 10\% = 2.6\%$

外壁の損傷率 → 26%

外壁の損害割合 → 3%

注記

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。

◆損害割合の算出(基礎)

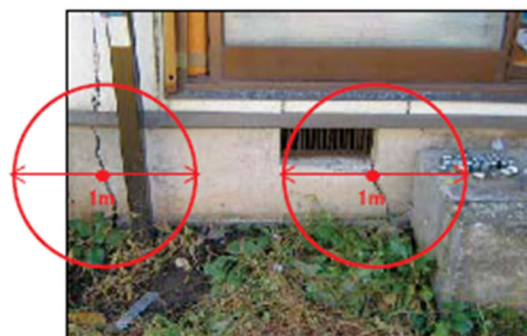
●損傷率の算出式

<布基礎の場合>

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷基礎長}}{\text{外周基礎長}} \times 100(\%)$$

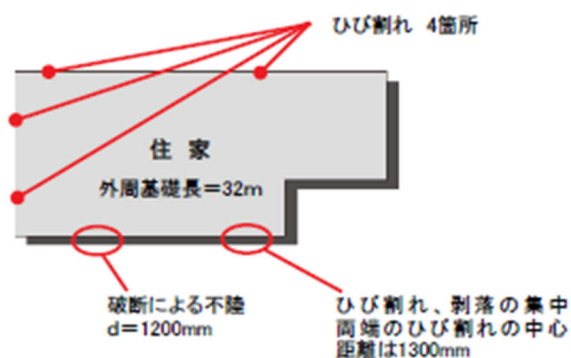
<布石・玉石の場合>

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷布石・玉石数}}{\text{全布石・玉石数}} \times 100(\%)$$



ひび割れ及び剥落の被害は、1ヶ所あたり
損傷基礎長1mとする

●被害状況



●算出の手順

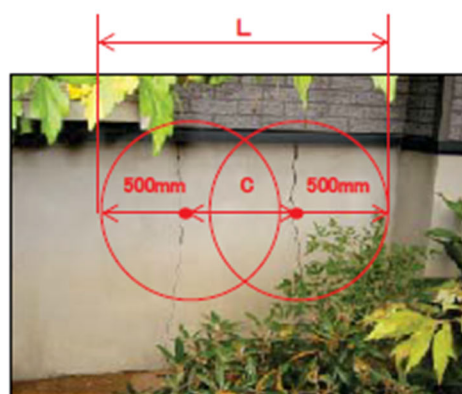
- 1) 外周基礎長を把握する
外周基礎長 = 32m
- 2) 損傷部分の基礎長を把握する
 - ・ひび割れ4箇所
損傷基礎長 = 1.00m × 4 = 4.00 m
 - ・ひび割れ、剥落の集中
損傷基礎長 = 500mm + 1300mm + 500mm = 2.3m
 - ・破断による不陸
損傷基礎長 = 1.20m

- 3) 各部分の損傷基礎長を合計し、外周基礎長で除して、基礎の損傷率を算出する
 - ・損傷率 = (4.00 + 2.30 + 1.20) / 32 = 23.43%

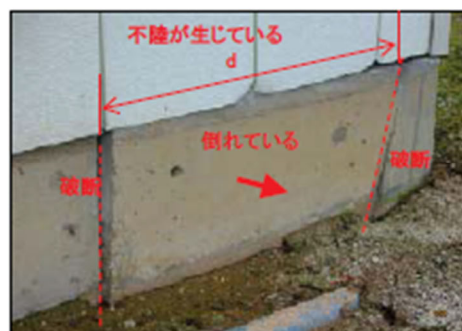
基礎の損傷率 → 23%

- 4) 基礎の損傷率に基礎の部位別構成比を乗じて損害割合を算出する
 - ・損害割合 = 23% × 10% = 2.3%

基礎の損害割合 → 2%



ひび割れ及び剥落が1m以内に数ヶ所集中している場合、両端のひび割れの中心距離に両端500mmずつ加算した寸法を損傷基礎長(L)とする



破断とは布基礎の割れをさす。割れた一方の布基礎の天端が不陸の場合、その不陸した布基礎の長さを損傷基礎長(d)とする

8. 2階建等の住家における主要階の価値を考慮した損害割合の算定

2以上の階を有する住家(1世帯で2以上の階を使用している場合に限る。)にあつては、部位別損害割合の合計に代えて、次の①及び②を合計した割合(重み付き損害割合)※1を各部位の損害割合として算出した合計を住家の損害割合とすることができる。

- ①各部位のうち主要階※2に存する部分に係る損害割合を1.25倍した割合
 ②各部位のうちその他の階(主要階以外の階)に存する部分に係る損害割合を0.5倍した割合

※1 各部位の損害割合は、5の部位別構成比を超えることは出来ないものとする。

※2 1階又は1階以外の階で、台所、食堂及び居間の全ての室を有する階が存する住家にあつては当該階。

9. 集合住宅の取扱いについて

原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとする。ただし、住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、住戸ごとに判定し認定することも必要である。

10. その他

◆班体制と役割分担

被害認定は、調査員は2名体制もしくは3名体制で実施する。

・1班2名の場合:調査を行い調査票への記入担当と、写真の撮影担当等といった形で、分担して調査を行う。

・1班3名の場合:1名が現場の案内や住民への対応等を担当することで、他の2人が調査票への記入や写真撮影等に専念する。

◆調査時に使用する資機材の例

種別	品目	留意事項	種別	品目	留意事項
携行品	地図、住宅地図	★・住宅建物の配置が記載されている地図が望ましい	装備品	ヘルメット	—
	携帯電話・無線	★・コーディネーターと調査班との連絡手段		手袋(軍手)	・手を防護する
	調査員証、腕章(又はベスト)	★—		安全靴	・天候や気候等により長靴・雪靴等の使い分けを判断する
	内閣府「損傷程度の例示」	—		スリッパ(室内用)	・内部立ち入りの際はあった方が良い
	内閣府「運用指針」	—		防塵メガネ	・土埃等の多い環境での調査時にはあると便利
	履歴証明書の申請書類	—		懐中電灯	・内部立ち入り時や悪天候時、日没間近の作業時にはあった方が良い
	不在票	—		雨衣	—
調査資機材	調査票	★・雨天時には予備を準備するとよい		マスク	・倒壊した家屋、土砂等により大量の砂塵等がある
	筆記用具・バインダー	★・雨天時等の場合も想定し、調査票を覆うことのできる透明なビニール袋を用意するとよい		電卓	★・損害割合を計算する場合に必要
	画板(クリップボード)	・立った状態での調査票記入作業を想定する		防災服又は作業服	—
	デジタルカメラ(予備電池、メモリカード)	★・カメラを同一機種で揃えると、カメラを扱う調査員が操作やデータ処理に慣れやすいほか、予備電池(充電電池)の互換性が確保できる ・防水仕様のものであれば、雨天時等の場合も使用できる		注)「★」は必携品を示す。	
	調査済証	・異なる班による調査の重複を避けられる			
	下げ振り	★・傾斜測定用として使用			
	水平器	—			
	ピンボール(赤白ボール)	・水害の場合			
	メジャー	★・基礎長・基礎被害長の計測、浸水深の計測等			

◆調査スピードの例

■地震

木造 第1次調査 10棟/日・班
 第2次調査 5棟/日・班
 非木造 第1次調査 5棟/日・班
 第2次調査 3棟/日・班

※手配人員数を算出するための目安時間。

※調査対象家屋間の移動距離によって調査スピードは異なる。

■水害

木造 第1次調査 15棟/日・班
 第2次調査 5棟/日・班
 非木造 3棟/日・班

■風害

木造 5棟/日・班
 非木造 3棟/日・班

生活再建援護制度

(1) 災害弔慰金等の支給

■災害弔慰金の支給

対象災害	① 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3ヶ月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500 万円 ② ①以外の場合 250 万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

出典) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」 令和4年3月、埼玉県防災会議

■災害障害見舞金の支給

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250 万円 ② ①以外の場合 125 万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

出典) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」 令和4年3月、埼玉県防災会議

(2) 災害援護資金の貸付

■災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。		
貸付け対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。 ただし、世帯の年間総所得が次の金額を越えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人以上 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円		
貸付け対象となる被害	① 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害		
貸付け金額	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	限度額	150万円
	② 家財の1/3以上の損害	"	150万円
	③ 住居の半壊	"	170(250)万円
	④ 住居の全壊	"	250(350)万円
	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	"	350万円
	⑥ ①と②が重複	"	250万円
	⑦ ①と③が重複	"	270(350)万円
	⑧ ①と④が重複	"	350万円
	※ () は、特別の事情がある場合の額		
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間		
利率	年3%以内で市町村の条例により設定 ただし据置期間中は無利子		
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。		

出典)「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和4年3月、埼玉県防災会議

■生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯） ただし、災害援護資金の対象とならない世帯 用途は、災害を受けたことで失った家財道具の購入や住宅の修理費用、転居費用
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：6ヶ月以内据置期間経過後7年以内 利率：連帯保証人を立てる場合は無利子 立てられない場合は据え置き期間経過後1.5%（据え置き期間中は無利子） 償還期間経過後は延滞元金につき年30%の延滞利子

出典)「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和4年3月、埼玉県防災会議

■生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯） ただし、災害援護資金の対象とならない世帯 用途は、災害を受けたことによる住宅の補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利 率：連帯保証人を立てる場合は無利子 立てられない場合は据え置き期間経過後1.5%（据え置き期間中は無利子） 償還期間経過後は延滞元金につき年30%の延滞利子

出典）「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和4年3月、埼玉県防災会議

(3) 被災者生活再建支援制度

■被災者生活再建支援制度

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。																											
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																											
対象災害の規模	<p>政令で定める自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p>																											
支援対象世帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむをえない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊世帯等の被害を受けたと認められた世帯</p> <p>⑤ 中規模破壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満</p>																											
支援金の額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">住宅の被害程度</td> <td style="width:25%;">全壊</td> <td style="width:25%;">解体</td> <td style="width:25%;">長期避難</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> </table> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p>〈全壊等〉</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">住宅の再建方法</td> <td style="width:25%;">建設・購入</td> <td style="width:25%;">補修</td> <td style="width:25%;">賃借 （公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>〈中規模半壊〉</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">住宅の再建方法</td> <td style="width:25%;">建設・購入</td> <td style="width:25%;">補修</td> <td style="width:25%;">賃借 （公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給</p>				住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	支給額	100万円	100万円	100万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難																									
支給額	100万円	100万円	100万円																									
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）																									
支給額	200万円	100万円	50万円																									
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）																									
支給額	100万円	50万円	25万円																									

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
県	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災法人への送付
被災者生活 再建支援法人	<ul style="list-style-type: none"> ① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

出典) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和4年3月、埼玉県防災会議

(4) 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

■埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																							
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																							
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活支援法が適用とならなかった地域に限る。																							
支援対象世帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項（2）ア～エで定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむをえない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊世帯等の被害を受けたと認められた世帯 ⑤ 中規模破壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>※ 全壊：損害割合 50%以上 半壊：損害割合 20%以上 50%未満 大規模半壊：損害割合 40%以上 50%未満 中規模半壊：損害割合 30%以上 40%未満</p> <p>※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</p>																							
支援金の額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" data-bbox="373 1160 810 1272"> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" data-bbox="373 1308 1299 1496"> <tr> <th rowspan="2">住宅の被害程度</th> <th colspan="3">再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円</p> <p>※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</p>			住宅の被害程度	支給額	全壊、解体、長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	住宅の被害程度	再建方法			建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	全壊、解体、長期避難	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	支給額																							
全壊、解体、長期避難	100万円																							
大規模半壊	50万円																							
住宅の被害程度	再建方法																							
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																					
全壊、解体、長期避難	200万円	100万円	50万円																					
中規模半壊	100万円	50万円	25万円																					
市町村	<p>① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>																							
県	<p>① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書類等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村への決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主への支援金の支給 ⑤ 各市町村への本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定</p>																							

出典) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和4年3月、埼玉県防災会議

■埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	<p>下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅棟に入居せず、自己の費用をもって賃貸した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。</p> <p>① 全壊世帯に身体障がい者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると入居の規定により当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由</p>
給付金の額	<p>給付金の額は、仮設住宅の賃貸料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。</p> <p>支給期間は、仮設住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>
市町村	<p>① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>
県	<p>① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書類等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村への決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主への支援金の支給 ⑤ 各市町村への本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定</p>

出典) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和4年3月、埼玉県防災会議

(5) 住宅の再建

■災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者。 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	①建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ②建設資金（特例加算額） 450万円以下 ②土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ③整地資金（基本融資額） 390万円以下
利 率	基本融資額 年1.20% 特例加算額 年2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内、木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の据置期間を設けることができる。 （但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

出典) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和4年3月、埼玉県防災会議

■災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者。 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	①補修資金 640万円以下 ②引方移転資金・整地資金 390万円以下
利 率	基本融資額 年1.20%
償還期間	20年以内 通常の償還期間の中で1年以内の据置期間を設けることができる。 （但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

出典) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和4年3月、埼玉県防災会議

農林業関係融資

■天災融資法に基づく資金融資

貸付相手方	被害農林漁業者
貸付対象 事業資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年 3.0%以内、年 5.5%以内、年 6.5%以内
償還期限	3～6 年以内（ただし、激甚災害のときは 4～7 年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は 200 万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは 250 万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

出典) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和 4 年 3 月、埼玉県防災会議

■埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸付相手方	被害農業者
資金用途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年 3.5%以内
償還期限	6 年以内（措置 1 年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は 500 万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

出典) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和 4 年 3 月、埼玉県防災会議

■農業災害補償

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済 事業対象物	農作物（水稲、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）
支払機関	農業共済組合

出典) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和 4 年 3 月、埼玉県防災会議

中小企業関係融資

■経営安定資金（災害復旧関連）

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの（組合含む）						
	① 貸付毎に定めている条件を満たしている。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">大臣指定等貸付</th> <th style="width:50%;">知事指定等貸付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次のア～ウのいずれかに該当する。 ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害（事故、自然災害等）の影響を受けており、セーフティネット保証の認定（※3）を受けている。 ウ 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けており、危機関連保証の認定を受けている。</td> <td>県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。</td> </tr> </tbody> </table>				大臣指定等貸付	知事指定等貸付	次のア～ウのいずれかに該当する。 ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害（事故、自然災害等）の影響を受けており、セーフティネット保証の認定（※3）を受けている。 ウ 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けており、危機関連保証の認定を受けている。
大臣指定等貸付	知事指定等貸付						
次のア～ウのいずれかに該当する。 ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害（事故、自然災害等）の影響を受けており、セーフティネット保証の認定（※3）を受けている。 ウ 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けており、危機関連保証の認定を受けている。	県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。						
	※3 セーフティネット保証、危機関連保証については、各市町村の商工担当課にお問い合わせください。						
	② 信用保証対象業種を営んでいる。 ③ 県内で客観的に事業に着手していること。 ④ 事業税等を滞納していない。 ⑤ 事業に必要な許認可等を取得している。 等						
融資限度額	大臣指定等貸付		知事指定等貸付				
	設備資金	運転資金	設備資金	運転資金			
	①8,000万円	②8,000万円	③8,000万円	④8,000万円			
	①②併用の場合は、合計1億6,000万円		③④併用の場合は、合計1億6,000万円				
	①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計8,000万円						
融資条件	用途	設備資金及び運転資金 （激甚災害・知事指定：災害の復旧に必要なもの セーフティネット3号・4号・危機関連保証：経営の安定に必要なもの）					
	貸付期間	1年超10年以内					
	利率	大臣指定等貸付		知事指定等貸付			
		5年超 10年以内	年1.1%以内	年1.2%以内			
		3年超 5年以内	年1.0%以内	年1.1%以内			
		1年超 3年以内	年0.9%以内	年1.0%以内			
		利率：令和4年10月1日現在（固定金利）					
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める					
保証人	個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要						
信用保証	付する （保証料 年0.80%以内）		付する （保証料年0.45%～1.59%以内）				
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内						
申込受付場所	中小企業者は商工会議所及び商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会						

本文 ➡ 《第3編 第2章 第1節 第5》参照
 本文 ➡ 《第3編 第2章 第3節 第4》参照
 本文 ➡ 《第3編 第3章 第5節 第3》参照

要配慮者利用施設

※○印は、河川が破堤した場合に浸水が予想される施設です。

【老人福祉施設等】

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水の 有無
1	特別養護老人ホーム伊奈の里	中央 1-93	048-723-1122	×
2	特別養護老人ホームみちみち伊奈中央	小室 9544-3	048-723-5300	×
3	特別養護老人ホームみちみち伊奈北	小針新宿 368-1	048-729-2311	×
4	特別養護老人ホームこころの杜	小室 5047-5	048-872-6016	×
5	あずみ苑 伊奈	小室 1024-1	048-720-1821	×
6	こむろん家	小室 10145-1	048-720-5500	×
7	デイサービスセンター伊奈の里	中央 1-93	048-723-1122	×
8	ふくろうの杜	小室 10304-8	048-722-3232	×
9	和が家の古民家デイ いぶき	中央 4-337	048-748-5255	×
10	みちみち伊奈北	小針新宿 368-1	048-729-3232	×
11	ゆめこうぼう 虹	中央 2-320	048-607-8778	×
12	デイサービスセンター喜楽里	小室 5047-5	048-872-6229	×
13	デイサービス ひまり	内宿台 1-137	048-871-9305	×
14	すてっぷトレーニングセンター伊奈	内宿台 4-62	048-782-8442	×
15	ご長寿くらぶ埼玉・伊奈中央デイサービスセンター	中央 3-332	048-796-5886	×
16	ご長寿くらぶ埼玉・伊奈デイサービスセンター	内宿台 6-41	048-783-5118	○
17	レッツ倶楽部伊奈町学園	学園 2-144	048-796-5923	○
18	コンパスウォーク伊奈	大針 1236-1	048-782-9471	×
19	半日型デイサービスリハ専さかえの杜	栄 4-262	048-796-5683	○
20	パインピア	中央 1-93	048-723-2525	×
21	グループホームきぼう	小室 3170	048-720-5660	×
22	グループホーム和み伊奈	小室 5310-1	048-876-8760	×
23	和み伊奈	学園 3-45	048-689-3741	○
24	老人福祉センター	中央 5-179	048-722-9111	×

【障がい者（児）関連施設等】

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水の有無
1	伊奈町心身障害児通園施設	内宿台 5-214-3	048-728-8233	○
2	伊奈町ふれあい福祉センター心身障害児通園施設	中央 1-93	048-878-9045	×
3	児童デイサービス あおば	小室 10316-1	048-614-0067	×
4	放課後等デイサービス ぐっと	小針新宿 363	048-729-5122	×
5	放課後等デイサービス じょぶ	小針新宿 360-1	048-729-5122	×
6	放課後等デイサービス ばくの実	栄 4-153-2	048-878-8149	○
7	児童発達支援センター いずみ園	羽貫 615-1	048-782-4282	×
8	放課後等デイサービス なぎさ園	西小針 3-167	048-782-4282	○
9	放課後デイオレンジペダル伊奈町	西小針 1-33	048-778-8484	×
10	学習サポート s c r u m ⁺ 伊奈校	寿 2-61	048-728-0100	×
11	ひこうき雲 伊奈	栄 1-163-1	048-872-6150	○
12	伊奈町障害福祉サービス事業所 まつぼっくり	中央 1-93	048-723-3201	×
13	埼玉県立精神保健福祉センター	小室 818-2	048-252-0857	×
14	障害福祉サービス事業所 かなで	西小針 6-124	048-788-2165	○
15	kauri	小室 1404-12	048-674-1117	×
16	多機能型事業所ぐっじょぶ	小針新宿 733-1	048-729-8278	×
17	グループホームおにぎり伊奈小室	小室 6318-16	080-4732-8825	○
18	グループホームおにぎり伊奈本町	本町 2-267-8	080-4732-8825	×
19	グループホームみのりの家西小針	西小針 5-19	048-723-0113	×

【幼稚園・保育所（園）】

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水の有無
1	伊奈はなぞの幼稚園	大針 236-2	048-722-0215	×
2	認定こども園しろがね小室幼稚園	小室 3230	048-721-2108	×
3	伊奈栄幼稚園	小室 2201	048-722-5601	○
4	町立北保育所	内宿台 5-214-3	048-728-3258	○
5	町立南保育所	小室 3114	048-722-1855	○
6	カオルキッズランド伊奈園	小針新宿 523-1	048-729-2888	×
7	みちのこ保育園	小室 9544-1	048-723-3001	×
8	ピノ保育園	小室 1027-2	048-720-4152	×
9	伊奈ゆたか保育園	内宿台 4-22-2	048-729-2977	×
10	きむら伊奈保育園	小室 6965-1	048-723-3300	×
11	つくしんぼ保育園	大針 619-4	048-721-6273	×
12	おれんじ保育園	中央 5-51 セントラルマンション 1F	048-723-7887	×
13	おれんじ北保育園	内宿台 6-30	048-728-9944	○
14	ドレミナーサリー	学園 2-149	048-607-5415	×

【学童保育】

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水の有無
1	小室児童クラブ	小室 7981	048-721-3603	×
2	小針児童クラブ	寿 2-80-1	048-728-8316	×
3	南児童クラブ	栄 4-1	048-722-5886	○
4	小針北児童クラブ	内宿台 5-214-3	048-728-3427	○

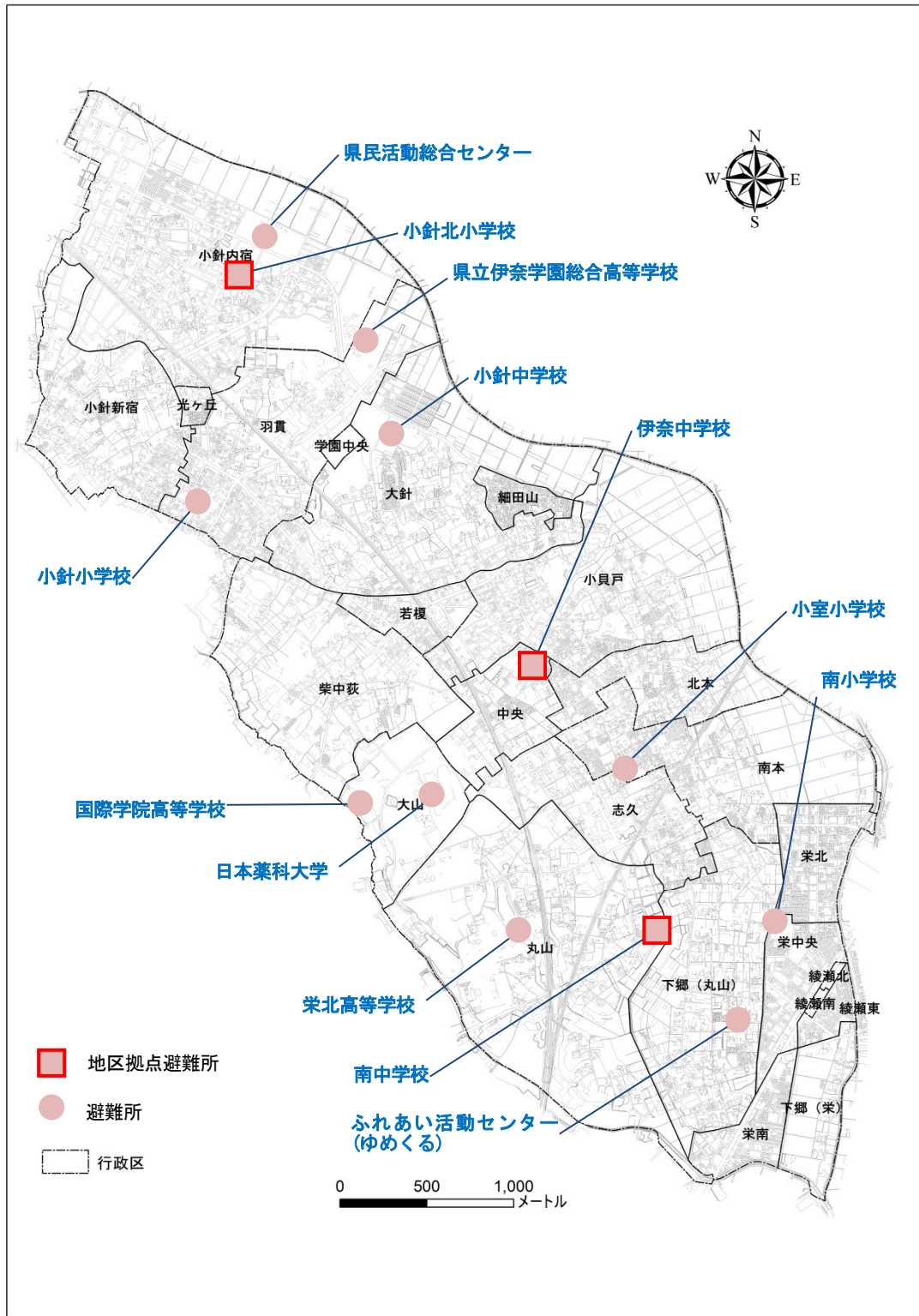
【学校】

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水の有無
1	町立小室小学校	小室 7981	048-721-1624	×
2	町立小針小学校	寿 2-80-1	048-728-3002	×
3	町立南小学校	栄 4-1	048-722-5231	○
4	町立小針北小学校	内宿台 5-214-1	048-727-0761	○
5	町立伊奈中学校	小室 5166	048-721-2305	×
6	町立小針中学校	学園 2-207	048-722-9321	○
7	町立南中学校	小室 3001	048-723-1117	×

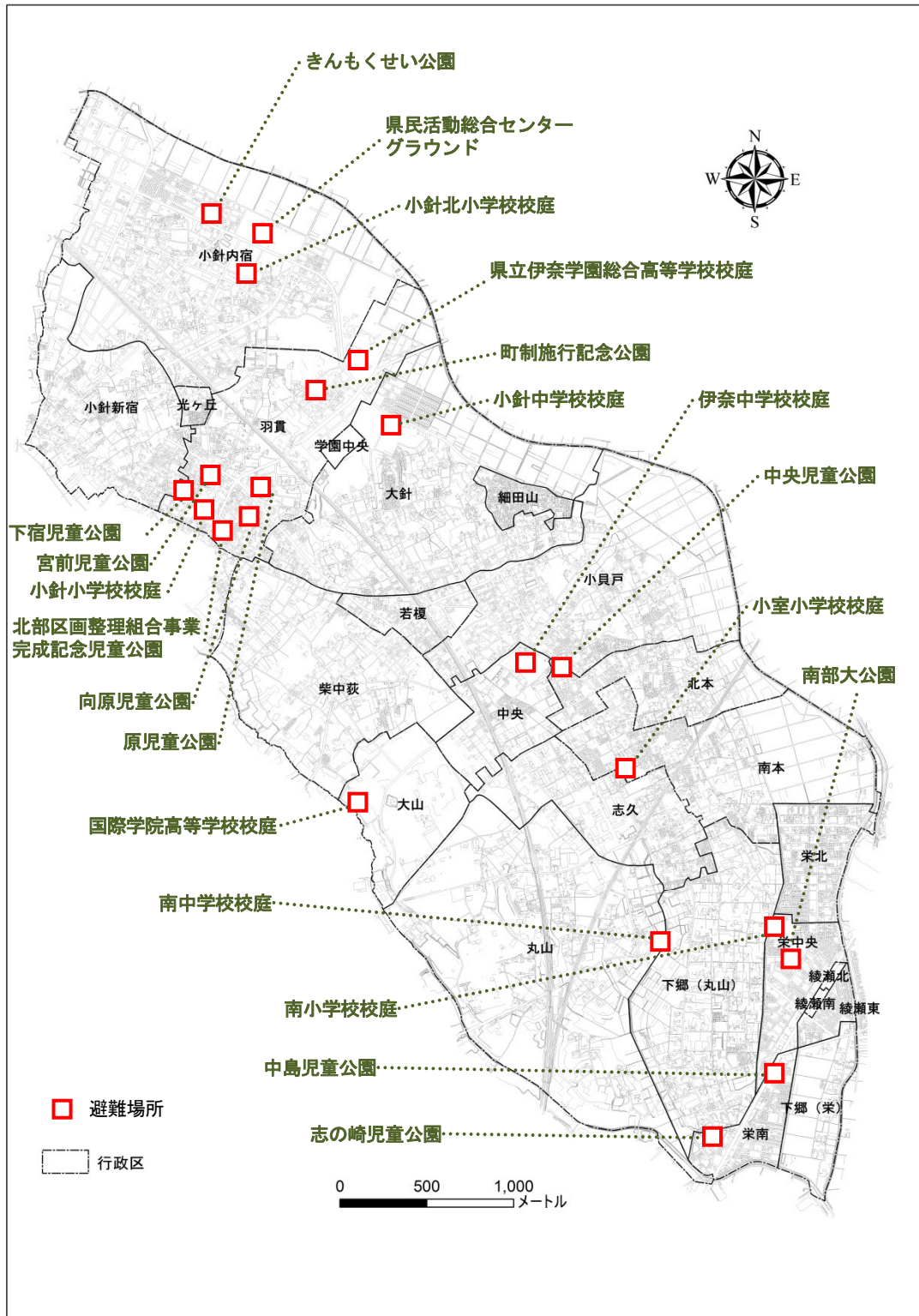
【医療施設】

番号	施設名	所在地	連絡先	浸水の有無
1	伊奈中央病院	寿4-43	048-721-3022	×
2	内田クリニック	内宿台5-4	048-728-9296	×
3	希望（のぞみ）病院	小室3170	048-723-0855	×
4	今成医院	小室2469-2	048-723-8280	○
5	木村クリニック	小室10051-1	048-723-8884	×
6	伊奈病院	小室9419	048-721-3692	×
7	金崎内科医院	内宿台3-40	048-728-8550	×
8	世沢整形外科	小室2216-1	048-723-9191	○
9	鳥山こどもクリニック	大針957-4	048-723-5557	×
10	尾崎内科クリニック	本町1-289-1	048-720-1701	×
11	埼玉県立がんセンター	小室780	048-722-1111	×
12	埼玉県立精神医療センター	小室818-2	048-723-1111	×
13	石くぼ医院	学園2-187	048-872-6121	○
14	みやうち内科・消化器内科クリニック	寿2-144-4	048-783-3751	×
15	しらさき眼科医院	大針847-1	048-792-0249	×
16	伊奈entクリニック	大針814-1	048-724-1133	×
17	おおつ消化器・呼吸器内科クリニック	小室3188-6	048-748-5522	○
18	みなみのメディカルクリニック	栄5-255	048-720-0033	○

避難所位置図



避難場所位置図



防災倉庫設置状況

■防災倉庫設置場所

場所名	住 所	備蓄内容
伊奈町役場	中央4-355	資機材
伊奈町浄水場	中央5-5	資機材、食料
小針北小学校	内宿台5-214-1	資機材、食料
小針小学校	寿2-80-1	資機材、食料
小室小学校	小室7981	資機材
南小学校	栄4-1	資機材
小針中学校	学園2-207	資機材、食料
伊奈中学校	小室5166	資機材
南中学校	小室3001	資機材
ユニクス伊奈	学園2-188-1	資機材
ふれあい活動センター（ゆめくる）	小室2450-1	資機材、食料
町制施行記念公園	小針内宿732-1	資機材
伊奈学園総合高等学校	学園4-1-1	資機材
国際学院高等学校	小室10474	資機材
社会福祉協議会	中央1-93	資機材、食料
上下水道庁舎	小室5048	資機材
日本薬科大学	小室10281	資機材
県民活動総合センター	内宿台6-26	資機材
栄北高等学校	小室1123	資機材

防災備蓄状況

■防災備蓄一覧（主な品目）

[令和4年10月1日現在]

種別	品名	数量
非常食	保存水	12,035 ㍓
	アルファ米	6,614 食
	パン	1,756 個
	麺類	440 食
	スープ類	2,290 食
資機材	避難所用テント等	367 張
	発電機	36 台
	蓄電池	7 台
	毛布	2,288 枚
	簡易トイレ	2,839 個
	電動式トイレ	7 台

公園整備状況

■公園整備状況

[令和5年1月1日現在]

名称	所在地	種別	面積 (ha)
町制施行記念公園	小針内宿 732-1	総合公園	9.67
内宿台公園	内宿台5-312-1	近隣公園	1.58
西小針公園	西小針5-106	〃	1.00
中部公園	中央5-117	〃	1.20
南部大公園	栄4-181	その他の公園	1.07
志の崎児童公園	栄1-112	街区公園	0.25
中島児童公園	栄2-88	〃	0.30
津地児童公園	栄3-61	〃	0.20
南田児童公園	栄5-134	〃	0.18
東田児童公園	栄6-146	〃	0.19
綾瀬児童公園	小室2278-61	〃	0.10
下郷公園	小室2550-1	〃	0.13
中央児童公園	本町1-136	〃	0.25
新田前公園	中央4-394	〃	0.18
蔵屋敷東公園	中央3-368	〃	0.20
蔵屋敷西公園	中央3-159	〃	0.23
上新田公園	中央1-306	〃	0.20
若榎公園	中央2-215	〃	0.20
いなり山児童公園	本町1-475	〃	0.22
氷川児童公園	本町2-153	〃	0.15
なみき児童公園	本町3-88	〃	0.14
下宿児童公園	寿1-170	〃	0.28
宮前児童公園	寿1-430	〃	0.33
北部区画整理組合事業完成記念児童公園	寿2-358	〃	0.25
原児童公園	寿3-229	〃	0.34
向原児童公園	寿4-33	〃	0.42
くちなし公園	西小針1-157	〃	0.25
さくら公園	学園3-128	〃	0.43
うめ公園	内宿台6-84	〃	0.25
きんもくせい公園	西小針4-207-1	〃	0.40
さるすべり公園	西小針3-305-1	〃	0.25
なつつばき公園	西小針2-244	〃	0.25
はまなす公園	学園2-245-1	〃	0.30
はなみずき公園	学園1-88	〃	0.21
つつじ公園	学園2-226	〃	0.32
わんぱく公園	内宿台1-169	〃	0.30
ふじ公園	内宿台3-155	〃	0.29
あじさい公園	内宿台4-278	〃	0.32
さとやま公園	内宿台5-306	〃	0.37
14号街区公園	学園4-53-1	〃	0.19
15号街区公園	学園4-50-3	〃	0.35